



猿住発第385号
令和5年12月1日

家屋所有の皆さまへ

猿払村長 伊藤 浩一
(公印省略)

家屋の異動届の提出について

役場税務係では、新增築及び滅失家屋の調査を随時行っておりますが、より適正な課税のため、家屋（倉庫や畜舎など住宅以外の建物も含む）を所有されている皆さまのご協力が不可欠となっております。

つきましては、令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に家屋を新增築、取り壊し（壊れた場合を含む）、売買（未登記のもの）された方は、税務係まで届出されるよう、お願い致します。

新增築におきましては、届出後に日程調整のうえ、現地にて所有者ご本人様(又はご家族の方)の立会いのうえ家屋評価を実施させていただくとともに、必要に応じて施工業者より図面等の資料提供を求めることもございますので予めご了承ください。

これら届出がされなかった場合、新增築家屋にあつては建築年にさかのぼり課税し、滅失家屋にあつてはそのまま課税される場合がありますので、ご注意ください。

なお、下記に該当するものは、届出の必要がありませんので、事前にご確認をお願い致します。

記

◆届出の期限

令和6年1月31日（水）

◆届出の必要がない家屋

- ・法務局で表示又は滅失の登記をしている家屋
- ・確認申請、工事届を提出している家屋
- ・税務係で評価に伺った家屋

猿払村役場 住民課税務係
Tel：01635-2-3133(住民課直通)
Fax：01635-2-3812